

平成16年度水産の動向に関する年次報告

第1部 水産の動向 概要

目 次

はじめに

トピックス ～水産この一年～

特集1 近年の漁業経営をとりまく環境の変化と課題

- 1 漁業経営の状況
- 2 漁業経営へ影響を与えている要因
- 3 生産者側の経営努力
- 4 今後の課題

特集2 漁村の現状と水産業・漁村の多面的機能

- 1 漁村の現状
- 2 水産業・漁村の多面的機能

平成15年度以降の我が国水産の動向

- 1 我が国の水産物の需給
- 2 我が国漁業をめぐる国際動向
- 3 漁業経営
- 4 漁村の活性化への取組

むすび

はじめに

四面を海に囲まれた我が国において、水産物は、昔から国民の重要な食料であり、たんぱく質摂取量の2割（動物性たんぱく質の摂取量では4割）を占めています。また、我が国の国民1人当たりの水産物消費量は、世界のトップクラスの水準にあります。このような我が国において、水産業は、再生産可能な天然資源を適切に管理し、良質な水産物を安定的に供給するという、国民生活にとって大変重要な役割を担っています。

水産の動向に関する年次報告（水産白書）は、水産基本法に基づき、政府が、毎年、国会に対して、水産の動向について報告するものです。この水産白書が、国民生活にも密接に関連する水産業の動向や水産施策の内容について、幅広く国民の皆様のご理解を得るために役立つことを期待しています。

本書は、できる限り読みやすく、わかりやすいものとなるよう、次のような構成としております。

まず冒頭の「トピックス ～水産この一年～」で、この1年ほどの大きな話題として、水産物貿易交渉の現状や完全養殖マグロの初出荷、最近気運が高まっている水産物輸出への取組等、6つのトピックを取り上げ紹介しています。

第1章では、毎年テーマを変えて特集を組んでいますが、今回は、「近年の漁業経営をとりまく環境の変化と課題（特集1）」及び「漁村の現状と水産業・漁村の多面的機能（特集2）」の二つを取り上げました。

特集1では、近年、厳しさを増している漁業経営の状況について解説し、影響要因として魚介類の消費動向や流通経路の変化について分析した上で、今、生産者がどのようなことに取り組んでいるのかを紹介しています。

特集2では、水産業・漁村の多面的機能について具体的に紹介しています。

第2章では、我が国の水産物需給、我が国漁業をめぐる国際動向、漁業経営等の、15年度以降の動向について記述しています。

トピックス ～水産この一年～

1 水産物にも貿易自由化の流れ

～WTO情勢と交渉進むEPA・FTA～

世界の貿易体制は、世界共通の貿易ルールの下で自由貿易を推進する世界貿易機関（WTO）を中心に形成されてきましたが、近年は、これを補完するものとして、特定国・地域間での関税撤廃等を行う経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）が締結される動きも活発化しています。

WTO体制が、どの加盟国に対しても同様の条件で関税などの通商規則を適用する「最恵国待遇」を原則としているのに対して、EPA・FTAは、協定構成国のみ（2国間協定では2カ国のみ）を対象として、WTOで定められたルールによる「実質上すべての貿易」についての関税撤廃を含む経済連携強化を行う「特惠待遇」を原則としています。

WTOに関しては、2001年（平成13年）11月からのドーハ・ラウンドにおいて、「包括的な関税削減又は撤廃」、「バランスのとれた貿易ルールづくり」等を目的とした交渉が行われています。2004年（16年）7月にスイスのジュネーブで開催されたWTO一般理事会に、我が国も含め多くの国から閣僚が参加し、農林水産品の市場アクセス問題等について議論を行い、今後の交渉における主要な論点について整理した枠組みが合意されました。今後は、2005年（17年）12月に開催される第6回閣僚会議に向け、漁業補助金、関税などの措置についてさらに交渉が進んで行くことになります。

2004年（16年）12月、韓国政府は、我が国の「のり」輸入割当制度（IQ制度）について、WTO協定に違反しているとして、WTO協定上の協議要請を行いました。その結果、WTOの紛争解決手続きに従って、2005年（17年）3月、紛争解決のためのパネルが設置されました。

EPA・FTAは、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして世界中で取組が行われており、2004年（16年）5月までに発効中のEPA・FTAは世界で150（WTO通報ベース）あります。

E P A ・ F T Aについて、我が国はこれまでシンガポール及びメキシコと交渉を終了しており、シンガポールとの協定は2002年（14年）11月に発効しています。メキシコとの協定は2005年（17年）4月に発効し、今後、農林水産物等の物品貿易やサービス貿易の自由化、投資の自由化を含む、両国間の包括的な経済連携強化が図られることになります。

現在は、韓国、タイ、マレーシア、フィリピンといったアジア諸国と水産分野を含めた政府間交渉を行っており、このうちフィリピンとの間では、2004年（16年）11月に大筋合意に達しました。また、2005年（17年）4月からは、A S E A N全体との政府間交渉が開始される予定です。さらに、2005年（17年）1月から、インドネシアとの間で、二国間のE P Aの必要性等について、産学からの参加も得て共同検討グループ会合を開催するとともに、チリとの間でもE P A ・ F T A締結の可能性を検討するための産学官共同研究会が発足しています。

農林水産省は、今後も、経済連携促進関係閣僚会議で決定された「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」や農林水産省が定めた「みどりのアジアE P A推進戦略」の方針に従って、E P A ・ F T A交渉に取り組んでいくこととしています。

水産物貿易の交渉に当たっては、世界の水産資源の状況が年々悪化している中で、有限天然資源である水産資源の持続的利用に貢献する貿易ルールが確立されるよう取り組んでいくこととしています。



W T O一般理事会

2 世界初 完全養殖のマグロが食卓に

～ 販売出荷は大学発ベンチャー企業 ～

平成16年9月、世界で初めて完全養殖クロマグロが市場に出荷されました。出荷されたのは、14年6月、近畿大学水産研究所（和歌山県）においてふ化したクロマグロで、それから2年余を経て体長1m、体重20kgにまで成長したものです。

天然のマグロの幼魚を捕獲していけすで成長させたマグロは既に流通していますが、産卵→ふ化→稚魚→成魚→産卵というライフサイクルを完成させる「完全養殖」は、マグロ類では極めて難しいとされており、昭和45年から30余年をかけて研究に取り組んできた同研究所が世界で初めて成功しました。

マグロ類は世界的に資源の減少が危惧されており、世界で漁獲されるマグロ類の3分の1を消費する我が国は、その責任を果たすべく、マグロ資源の適正な維持・管理に努めているところです。人工種苗生産技術の開発・向上は、天然資源の維持・増大を図りつつ安定的な供給を確保する上で重要なことですが、マグロ類の中でも需要が高いクロマグロの完全養殖に成功し供給に至ったことは、マグロ消費大国の我が国にとっては大きな出来事といえましょう。

近畿大学水産研究所が生産する、この完全養殖クロマグロは、15年2月に同研究所の研究者数名が出資、設立した、いわゆる大学発ベンチャー企業によって販売されています。近年、規制緩和等もあり、大学の研究成果を産業に結びつける大学発ベンチャー企業を設立する動きが活性化していますが、水産業の分野においても、このような産学連携による技術革新の進展が期待されます。



市場に出荷された完全養殖クロマグロ

3 マグロの乱獲許しません

～ 中西部太平洋まぐろ類条約発効で全世界の海域が管理下に～

マグロ類のような海洋を広範囲に回遊する魚種（高度回遊性魚種）は、大西洋やインド洋といった回遊範囲ごとに地域漁業管理機関を設立して適切に管理する必要がありますが、中西部太平洋だけが空白域となっていました。中西部太平洋（特に南太平洋水域）におけるマグロ類の無秩序な漁獲は、我が国遠洋漁業のみならず我が国周辺水域へのマグロ類の来遊にも悪影響を及ぼします。

中西部太平洋まぐろ類条約（WCPFC^{*1}）は、2000年（平成12年）9月に採択され、2003年（15年）12月、締結国が発効に必要な13カ国に達し、その6か月後の2004年（16年）6月に発効しました。中西部太平洋を対象とする同条約が発効したことで、マグロ類資源については全世界の海域が管理下におかれることとなりました。

7回にわたる準備会合を経て、2004年（16年）12月にミクロネシアで開催された第1回WCPFC委員会においては、委員会の組織や財政に関する事項のほか、北太平洋のクロマグロ等の保存管理措置について勧告を行う小委員会に関する手続規則が決定されました。

違法な漁獲に対しては、地域漁業管理機関を通じて国際的、広範囲に貿易制限をはじめとする様々な取組を行うことが効果的です。このため、我が国は、中西部太平洋まぐろ類条約委員会において、漁獲能力の管理、違法漁船対策の推進等に率先して取り組み、マグロ類資源の持続的な利用、我が国漁業の安定的な操業を確保していくこととしています。



マグロの群れ

*1 WCPFC：条約の正式名称は Convention on the Conservation and Management of Highly Migratory Fish Stocks in the Western and Central Pacific（西部及び中部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存管理に関する条約）であるが、一般にはWCPFC（Western and Central Pacific Fisheries Convention）が通称として用いられている。

4 青色発光ダイオードでイカ集め 電気で走るマグロ漁船 ～ 漁業にも導入進む新技術～

漁船漁業の直面する漁業資源の減少、魚価の低迷等の状況に対応するためには、水揚量ではなく収益性を重視した経営に転換することが重要です。このため、漁業技術の革新と導入に柔軟な発想で取り組んでいくことが重要です。

小電力で長寿命というメリットを持つ発光ダイオードは、既に交通信号機や家庭用の照明器具に使用されつつありますが、現在、これをいか釣り漁船の集魚灯に導入する試みが進められています。これが広く実用化されれば、燃費の大幅な節約による経営改善のほか、紫外線や騒



発光ダイオードを使用したイカ釣り漁船の実証実験

音の解消による労働環境の改善、CO₂等の排出抑制等の効果があります。

また、我が国初の「電気推進システム搭載まぐろはえ縄漁船」が平成16年6月に竣工しました。電気推進システムは、船内照明・冷凍機等と電力源（発電機）を共有するモーター（電動機）でプロペラを回して航走するため、独立した推進機関（エンジン）を必要としません。このため機関室の小型化と効率的



電気推進システムを利用した漁船（プロペラ軸・舵がなく 船尾がスリム化されている。）

な配置が可能となりました。併せてプロペラ軸・舵がない推進装置を採用することで、船尾を推進抵抗が少ないスリムな形状にすることができ、低燃費化が図られました。推進機関がなくなったことでメンテナンスコストも削減され、さらに居住空間の拡充やエンジン騒音の低減による労働環境改善の効果もあります。

こうした技術開発と実用化への取組がさらに進むことが期待されます。

5 民活で公設市場に最新設備

～ 特区で道を開いた下関市場 ～

平成16年12月、国の認定を受けて「下関地区水産業活性化特区（山口県・下関市）」が誕生しました。

市場施設は公共の施設であるため、特定の民間事業者に貸し付けることができないこととなっていました。このため、民間事業者の冷蔵庫や活魚槽などの付帯施設は、短期間の使用許可を受けて暫定的に設置する簡易なものに限定され、または、市場から離れた公共用地以外の場所に設置せざるを得ず、非効率な運用となっていました。

下関漁港市場では、今回、特区が発足し、民間事業者に対する市場の一部貸付けを可能とする規制緩和が行なわれたことで、民間事業者によって最新・高機能の設備を長期にわたり整備できるようになりました。具体的には、最新の技術を取り入れた高機能、高能率な温度管理機能を有する活魚水槽や冷蔵庫など市場を利用する事業者の必要とする高機能の設備が整うことになります。

下関漁港市場では、このような市場機能の強化などにより、水産物の取扱量・取扱高を5年間で2割以上増やすことを目指しています。

また、民間活力による市場機能の強化に道を開いたことにより鮮度向上や流通の効率化が図られ、より新鮮な魚が供給されるようになるなど、消費者をはじめ各方面からの期待も大きく、注目を集めています。



下関漁港市場の現状

6 世界を目指す我が国の水産物

～大連・上海などに売り込みを図る漁業者たち～

最近、我が国の農林水産物の輸出を促進する気運が高まっています。

各地域の特色を生かした農林水産物の輸出を推進するため、平成15年に23道県が結成した「農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会」は40道府県（16年12月）に拡がり、海外市場についての情報交換を行っているほか、16年には、上海で開催された中国国際食品・飲料展の日本ブース（農林水産省委託事業により設置）に加盟道県が地元特産品を持ち寄り共同で出展しました。

また、農林水産省においては、16年度予算から輸出促進予算の抜本的な拡充を行い、諸外国の貿易制度等の調査、海外市場開拓ミッションの派遣、生産者団体等が行う日本産ブランドの輸出促進活動支援等を行っています。17年度予算でも新たに、輸出先国での長期間にわたる販売促進活動や知的財産権対策の充実等、更なる輸出促進策の強化が図られたところです。

漁業者にも、魚を獲るだけではなく自ら販路の拡大を図ろうという意識が芽生えてきています。具体的な取組事例をみると、長崎県松浦市の漁業団体を中心に発足した「長崎県北松地域・日中輸出入促進協議会」が、まき網漁業で獲れるアジやサバの小型魚が、夏季には、漁船漁業の禁漁期間となる中国大連の市場の方が日本国内より高く評価される可能性があることに着目し、アジやサバを用いた料理やレシピを紹介した中国語のパンフレットを作成するなど、積極的に中国市場を開拓しようとする試みを行っています。

また、北海道漁業協同組合連合会はホタテガイ、スケトウダラ、秋サケ等の台湾や韓国への輸出に取り組んできましたが、16年8月には中国山東省で開催された「青島国際ビール祭り」に出展し、17年1月には上海で「北海道水産祭」を開催するなど、中国向け輸出拡大に力を入れています。

このように、海外のニーズを的確に把握し、輸出市場を開拓する積極的な取組が期待されます。



大勢の上海市民で賑わう北海道水産祭

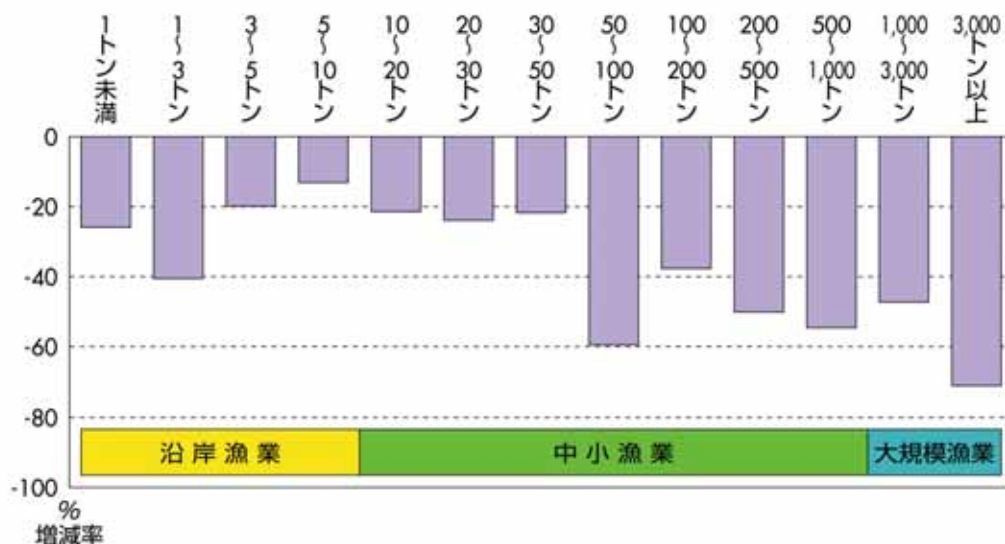
特集 1 近年の漁業経営をとりまく環境の変化と課題 (年次報告本編p.9～32)

1 漁業経営の状況 (年次報告本編p.9～19)

(経営体数の減少)

漁業経営体数は、過去15年間で30%減少し、15年は13万2千。沿岸漁業では3トン未満の階層で、中小漁業では50トン以上の階層で減少大。大規模漁業も大きく減少(図 - 1)。

図 - 1 総トン数階層別の経営体数の変化(平成15年/昭和63年)



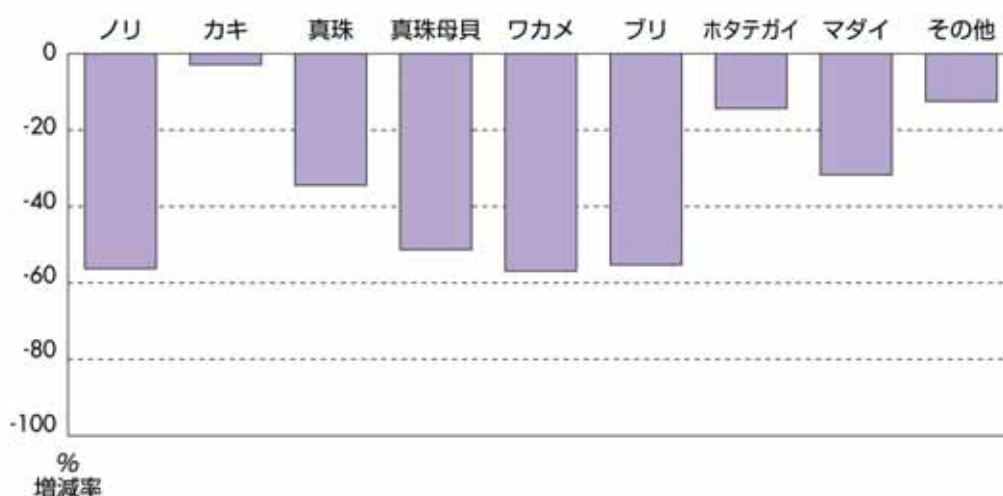
資料：農林水産省「漁業センサス」から作成

注：1) 50～100トンの階層の減少には、減船の他、新トン数(昭和57年に施行された「船舶のトン数の測度に関する法律」による総トン数)の適用を受けて100～200トン階層へ移行した経営体があった影響もある。

2) 平成15年の数値は、概数である。

海面養殖業経営体では、ノリ、ワカメ、ブリ、真珠、真珠母貝は大きく減少したが、カキ養殖、ホタテガイ養殖は横ばいないし小幅減少(図 - 2)。

図 - 2 海面養殖業経営体数の変化(平成15年/昭和63年)



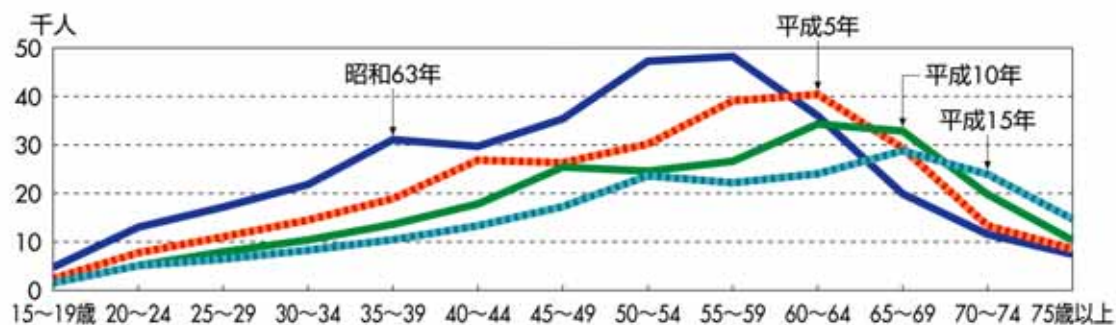
資料：農林水産省「漁業センサス」から作成

注：平成15年の数値は、概数である。

（漁業就業者数の減少）

漁業就業者数は、過去15年間で39%減少し、15年は23万8千人。男子の漁業就業者数を年齢階層別にみると、若年層の新規就業が進んでいない一方で70歳以上の就業者が増え、高齢化が一段と進行（図 - 3）。

図 - 3 男子年齢別漁業就業者数の推移



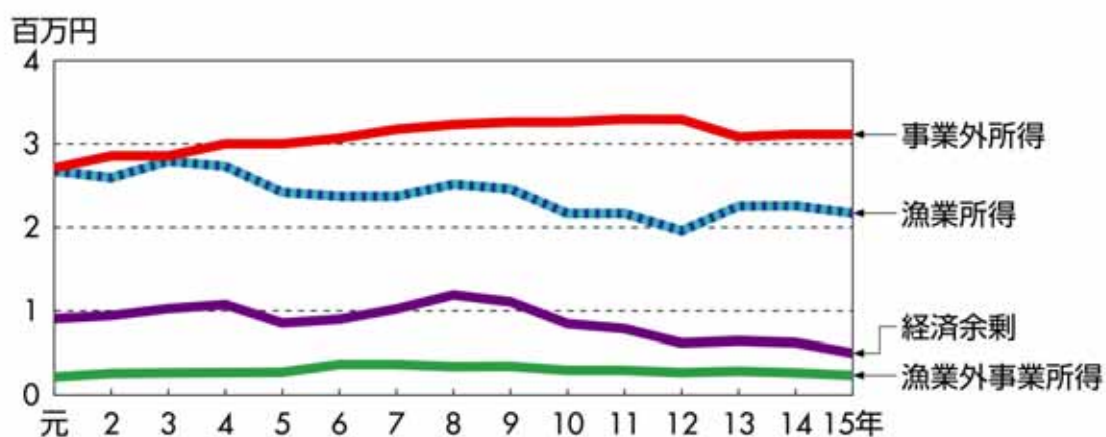
資料：農林水産省「漁業センサス」

注：平成15年の数値は、概数である。

（漁業経営体の収支状況）

沿岸漁船漁家の漁業所得は減少傾向。水産加工業など漁業以外の事業による漁業外事業所得は少額にとどまっており、家計費の不足は、主に他産業での労働による賃金や年金収入といった事業外所得によって補う傾向。しかし、全体として家計は厳しく、近年、経済余剰は減少傾向（図 - 4）。

図 - 4 沿岸漁船漁家の経営状況の推移



資料：農林水産省「漁業経済調査報告（漁家の部）」（12年まで）及び「漁業経営調査報告」（13年以降）から作成

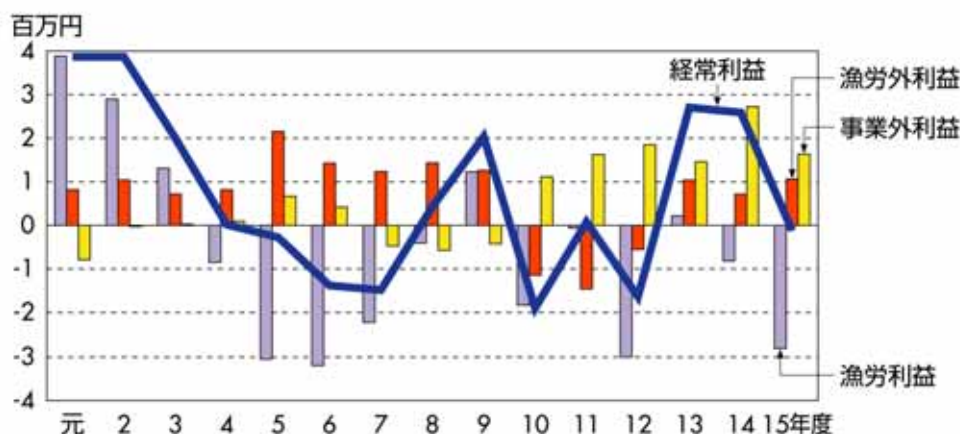
注：1) 13年以降の数値は、12年以前と比較するため、「漁業経営調査報告」の家族型経営調査の結果から10トン未満分を再集計し算出した。

2) 経済余剰＝可処分所得－家計費

海面養殖漁家については、収支金額規模の大きいブリ、タイ養殖では所得が不安定だが、カキ、ホタテ、ノリ養殖は比較的安定。ワカメ養殖は所得低く、漁業以外の所得に依存。

中小漁業経営体については、漁労収入の減少に伴い労賃や漁船・漁具費等の支出も削減されているが、油費はほとんど減少しておらず、全体としては支出削減が収入減に追いつかず、近年の漁労利益はほとんど赤字。経常利益も赤字となる年が多い(図 - 5)。

図 - 5 中小漁業経営体の経営状況の推移



資料：農林水産省「漁業経済調査報告（企業体の部）」（12年度まで）及び「漁業経営調査報告」（13年度以降）から作成

注：1) 13年度以降の数値については、12年度以前と比較するため、「漁業経営調査報告」の雇用型、会社型及び共同経営体経営調査の結果をもとに各型の経営体数の比に応じた加重平均により求めた。

2) 13年度以降の数値については、家族型経営調査の10～20トン階層経営体が含まれている。

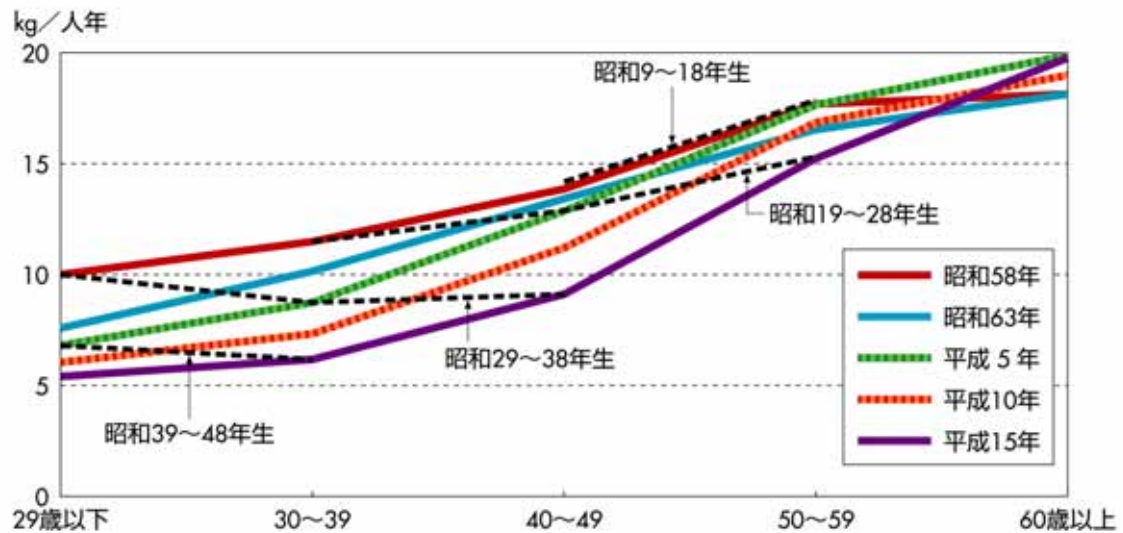
2 漁業経営へ影響を与えている要因（年次報告本編p.20～27）

（魚介類の消費動向の変化）

家計調査年報で2人以上の世帯の魚介類の消費動向をみると、最近（13～15年の平均）の生鮮魚介の100グラム当たりの平均購入単価は10年前（3～5年の平均）と比べて12.4%低下。

しかし、購入数量は、1人1年当たりに換算すると13kg台で安定的に推移。世帯主の年齢階層別にみると、年齢が高い層ほど購入多。同一世帯層の経年変化をみても、30代までは減少するが40代以降は高齢になるにしたがい増加する傾向。また、後の世代ほど、外食や調理食品への依存が高く、購入量は減少する傾向(図 - 6)。

図 - 6 1人1年当たりの世帯主の年齢別の生鮮魚介類購入量

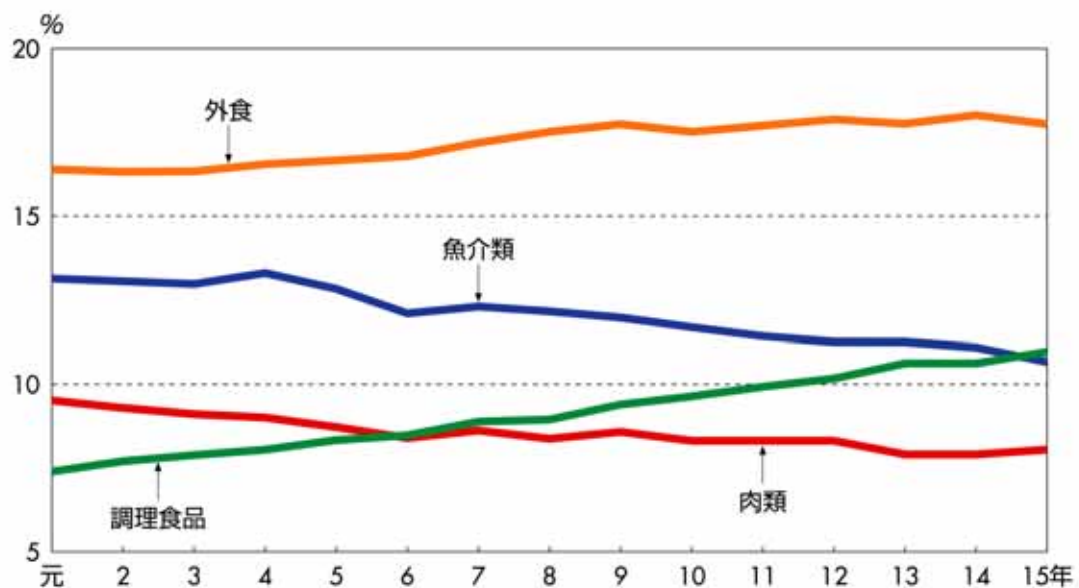


資料：総務省「家計調査年報」（二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））から作成
 注：1) 世帯当たり購入量を年齢階層ごとに世帯人員で除して世帯人員1人あたりに換算した。
 2) 各調査年次ごとのデータ（色付きの折線グラフ）は世帯主の年齢階層を10年刻みとしていることから、10年後の調査における一つ上の年齢階層は同じ世帯層となるので、これらを結んだ点線は同一世帯層の経年変化を表している。

（魚介類の消費形態の変化）

家庭の食料支出について食品形態別に支出額の割合をみると、女性の社会進出、単身世帯の増加等により食の外部依存が増えていることを背景に、調理食品（いわゆる中食^{なかしょく}）に対する支出額が伸び続けている一方、食材としての支出は魚介類、肉類ともに価格低下により減少傾向にあり、緩やかに伸びていた外食も近年はほぼ横ばい（図 - 7）。

図 - 7 食料支出額に占める食品形態別の割合



資料：総務省「家計調査年報」（二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））

（魚介類の流通経路の変化）

鮮魚の購入先についてみると、品揃えなど利便性に勝るスーパーマーケットのシェア拡大が進み、そのシェアは、平成15年には7割近く。

このような鮮魚の購入先や魚介類の消費形態の変化に伴い、近年の需要側はスーパーマーケットや外食産業等が中心。これらの大口需要者は4つの安定供給条件（4定条件と呼ばれ、具体的には定量・定質・定価・定時）を要求するため、直接買い付けや相対取引が増加。

3 生産者側の経営努力（年次報告本編p.28～31）

（高付加価値化）

消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応して、付加価値の高い商品作りを目指して、漁協等を主体にしたブランド化などの取組が全国的に展開されており、トレーサビリティシステムの構築に取り組む事例も。

（漁協合併と産地市場統合による合理化）

漁協合併や産地市場の統合、大型化による合理化も進展中。沿海地区漁協数は、過去15年間で30%減少。産地市場については、流通機能の強化だけでなく展示販売施設の充実や漁業拠点の観光地化による地域の活性化の動きも。

（資源回復に向けた資源管理措置）

漁業を安定的に続けていくためには、水産資源の適切な管理が重要。資源水準の悪化している魚種を対象に、関係漁業者の合意の下に資源回復計画が策定され、漁業者自ら休漁、小型魚の採捕禁止等の漁獲規制、種苗放流等による資源の培養、漁場環境の保全等の取り組み。

（輸出促進）

近年、韓国、中国等の海外に販路を開拓する動きがみられ、11年以降の水産物輸出量は増加傾向。

4 今後の課題（年次報告本編p.31～32）

（漁業経営体の一層の体質強化）

漁船漁業については、現在の漁船・漁労形態のままでは支出の削減に限界があることから、漁業者及び漁業者団体が省力化、漁労形態の合理化等の自助努力に努めることにより、漁獲量優先の漁業から収益性優先の経営への転換を推し進める必要があり、そのための漁業者の意識改革が課題。

また、消費者側に、魚介類をはじめ食料支出を抑制する傾向がある一方、漁業収益は依然不安定であることから、水産加工等漁獲物の高付加価値化、産地直売等の販売促進を図るほか、漁業を観光資源にするなど、様々な創意工夫により経営の多角化を図るとともに、地域の活性化に結びつく新たな業態を開拓する努力が必要。

さらに、高齢化による活力低下が問題となっていることから、今後の漁業を担う若い就業者を確保することも課題。

（産地側における販売力強化）

産地側では、需要や流通経路の変化、多様化に適切に対応していくため、産地市場の統合等により広い販路を確保するほか、品質等における差別化や近年の食品の安全・安心を求めるニーズへの対応も重要な課題。

高付加価値化（ブランド化等）への取組は全国的にみられるが、商品の独自性や優位性を消費者に伝え認知されるための戦略、また、品質管理を徹底するための漁業者の意識改革が課題。

養殖業者が生産現場見学会を開催するなど、消費者との交流に取り組む事例も見られるが、このような顔の見える関係づくりも重要。

（輸出への取組）

近年、欧米においては健康食品として、経済発展の著しい中国や東南アジアにおいては高所得者向けの高級食品として、日本食が注目されている。国内魚価が低下している中、輸入に対する守りばかりでなく、逆に貿易自由化の流れを追い風として、積極的に海外市場を開拓する姿勢が重要。高付加価値化（ブランド化等）は、海外市場を開拓する上でも重要な戦略。

特集 2 漁村の現状と水産業・漁村の多面的機能

(年次報告本編p.33～41)

1 漁村の現状 (年次報告本編p.33)

(漁村の基本的役割)

我が国には、6,291 (平成15年) の漁村があるが (表 - 1)、その多くは人口規模が小さく、都市部から離れた条件不利地域に数多く存在。これらの漁村は、漁業を基幹産業として水産物の安定供給の場としての役割を担っているほか、他産業の立地の少ないところに地域社会を形成し、我が国国土の均衡ある発展に寄与。

表 - 1 漁業集落数の推移

	58年	63	5	10	15
漁 業 集 落 数	6,719	6,750	6,585	6,245	6,291
1 漁業集落当たり漁家数	37.6	33.8	31.6	29.1	25.9

資料：農林水産省「漁業センサス」から作成

注：1) 平成15年の数値は、概数である。

2) 漁業集落数は、10年までは、漁業世帯が10戸以上又は総世帯に対する漁業世帯の割合が30%以上のものをいい、15年は漁業世帯が4戸以上のものをいう。

(漁村の活力の低下)

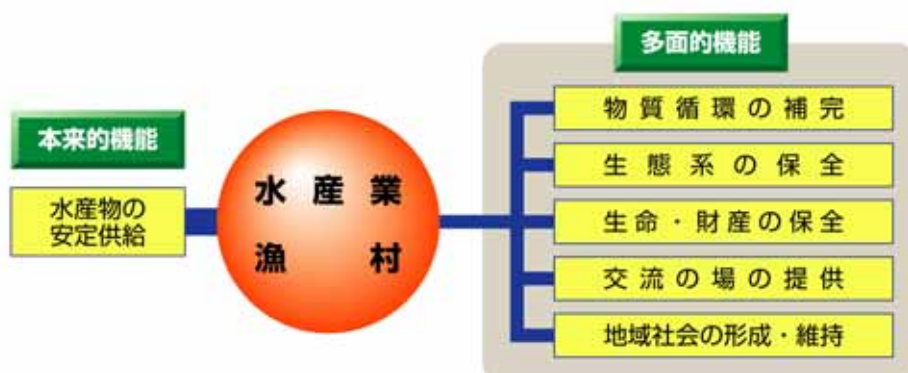
漁業就業者数の減少 (5年から15年までの10年間で27%減) と高齢化 (15年において65歳以上の高齢者の割合は全体の34%、60歳以上にあっては46%) が進んでおり、漁村の活力の低下が懸念。

2 水産業・漁村の多面的機能 (年次報告本編p.34～41)

(水産業・漁村の多面的機能とは)

水産業・漁村の有する水産物を供給するという本来の機能以外の多面にわたる機能をいい、物質循環の補完、生態系の保全、生命・財産の保全、交流の場の提供、地域社会の維持・形成など (図 - 8)。農林水産省からの諮問を受け、平成16年8月に、日本学術会議が幅広い学術的見地から取りまとめ。

図 - 8 水産業・漁村の多面的機能

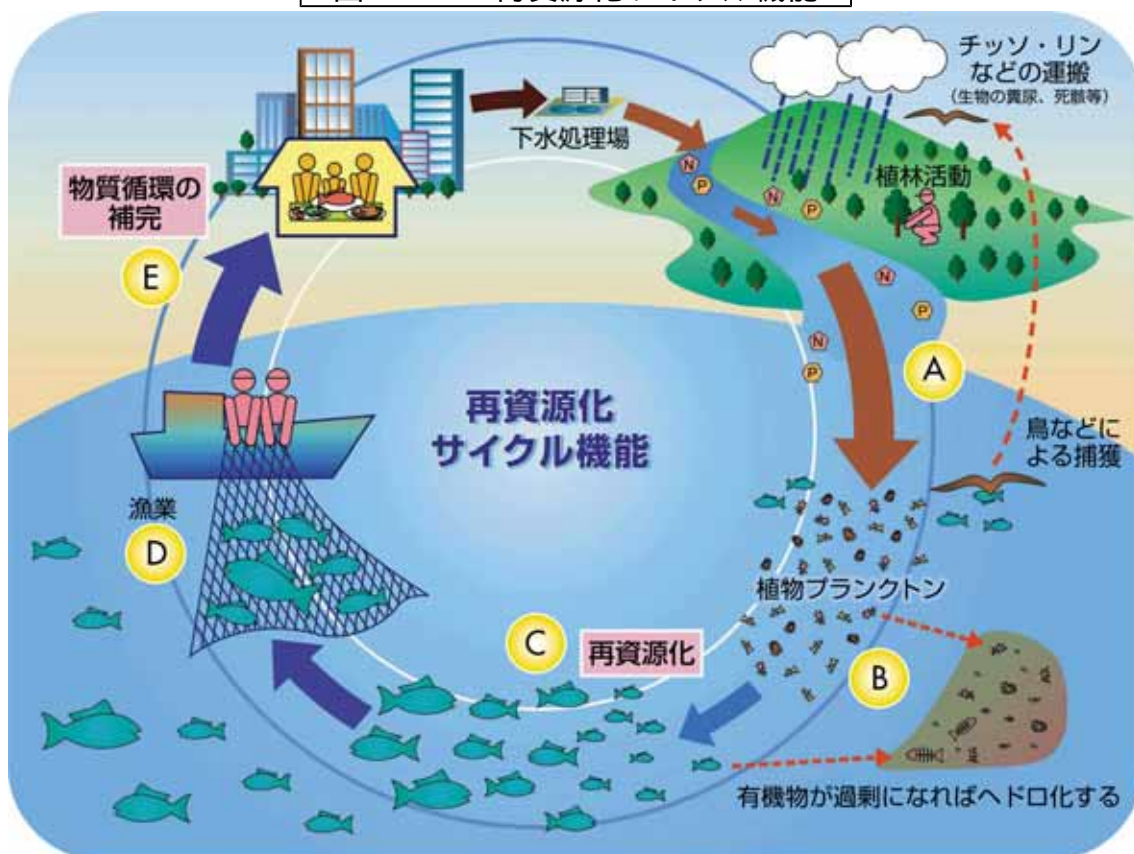


(水産業・漁村の多面的機能の内容)

- 物質循環の補完機能(再資源化サイクル機能)

人間の諸活動等により発生し、陸から海へと排出される大量のチッソ、リンは、海の生態系による食物連鎖を通じて魚類などの水生生物へと生まれ変わり、それを漁獲によって海域から回収することにより、再資源化の機能が促進されるとともに、富栄養化が防止される(図 - 9)。このような機能を果たしているのは漁業だけ。

図 - 9 再資源化サイクル機能



- 漁業者による生態系などの環境保全の活動

多種多様な生物の産卵の場や幼稚魚の生育の場であり、海水浄化や透明度回復の機能がある「藻場」や「干潟」は、高度経済成長とともに多くが消滅したが、漁業者が藻場づくりや干潟を管理する取組を展開。さらに、投棄されたゴミ等の回収・清掃、山林・河川・沿岸域を一体の生態系とみなした魚つき林の植樹活動、事故等による流出油の回収などにも取り組み。



植林する漁業者

- 生命財産の保全の役割

我が国の漁船は約21万隻、漁業集落は約6千3百で、海岸線170mあたりに1隻、5.5kmあたりに1集落が存在。この漁業関係者による広大な情報・監視ネットワークにより、海難救助、災害救援、海域環境モニタリング、国境監視などの重要な機能が発揮。



転覆船(右)を曳航する漁船(左)

- 交流などの場を提供する役割

漁村は、海洋性レクリエーション、体験学習などの舞台になることや、獲れたて水産物の直販や各種イベントなどを通じて、都市住民と地方住民、若者や子供といった様々な人々の交流を促進。また、白砂青松の海岸美などに溶け込む漁船、定置網や天日干しなど美しい日本の漁村の風景を創出。



鮭まつり(岩手県山田町)

- 地域社会の形成・維持

漁村では、海の操業安全と豊漁を祈願する祭り、魚種や漁場の状況に合わせて発達した多様な伝統漁法、魚介を用いた独特の調理・加工法による郷土料理など地域に根付いた伝統的文化を創造・継承。



八代海の打瀬網漁船

平成15年度以降の我が国水産の動向（年次報告本編p.42～81）

1 我が国の水産物の需給（年次報告本編p.42～57）

（1）国内漁業生産（年次報告本編p.42～47）

（漁業・養殖業生産量）

平成15年の我が国の漁業生産量は、前年に比べて3%増加し、608万トン（表-1）、漁業生産額は、8%減少して1兆6千億円。

表 - 1 漁業・養殖業生産量

（単位：万トン）

	5年	10	14	15	増減率（%） 15/14
合 計	871	668	588	608	3
海 面 漁 業	726	531	443	472	6
遠 洋 漁 業	114	81	69	60	△12
沖 合 漁 業	426	292	226	254	13
沿 岸 漁 業	186	158	149	158	6
海 面 養 殖 業	127	123	133	125	△6
内水面漁業・養殖業	18	14	11	11	△3

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

注：1）表示単位未満の端数は、四捨五入したため計と内訳は必ずしも一致しない。

2）14年以降の内水面漁業・養殖業生産量は、主要148河川及び28湖沼の漁獲量、並びに、マス類、アユ、コイ及びウナギの収獲量である。

（周辺水域の水産資源の状況）

我が国周辺水域の主な水産資源について行われた16年の資源評価結果によると、資源評価が行われた魚種・系群のうちの半数以上が、資源水準が低位。

16年度から、新たに「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画」、「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」等を策定・実施。漁業者の経営に対して短期的には厳しい影響を与える内容も含まれるが、取組の拡大が重要。

（水域環境の状況）

漁業や養殖業にとって重要な沿岸域の水域環境は、工業排水や生活排水等の流入、埋立や海砂利の採取等が影響。水産動物にとって産卵や稚魚の生育の場である藻場の消滅の約4割は要因不明。人為的要因として、埋立などによる直接的な要因のほか、構造物等の影響による流れの停滞や水中の砂の分布変化等の間接的な影響が示唆されており、また、自然的要因としては、水温の上昇やウニ、貝類、魚類による食害があげられる。アマモ場の調査では、濁りや汚れによる透明度の低下も指摘。

水質について、有機汚濁の代表的指標であるBOD(生物学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)の推移をみると、河川や湖沼では改善がみられるのに対して、海域ではほぼ横ばい。

定置網等に多大な悪影響をもたらす大型クラゲは、昨年に引き続き16年においても目撃されており、本州の日本海から太平洋北部まで広範囲に分布。大型クラゲによる漁業被害の軽減を図ることを目的として、16年度から大量出現予測、被害防除及び有効利用のための研究・技術開発を実施。

(内水面の現況)

内水面は、アユなどの多様な淡水魚介類を供給するとともに、遊漁などのレクリエーションの場の提供を通じた自然とのふれあいの機会の創出、自然環境の保全に寄与するなど重要な役割。

しかし、内水面においては、ブラックバス等が在来魚種を捕食するなど、漁業や生態系に被害。こうした中、16年6月、特定の外来生物について飼養、運搬、輸入等を規制し防除する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止等に関する法律」が制定され、17年1月の特定外来生物等専門家会合における意見を踏まえ、魚類については、ブラックバス等計4魚種について指定に向けて検討。

近年、カワウの個体数の増加とともに、分布域も拡大。漁業被害の防止及び軽減のため、漁場への飛来防止に努めるとともに一定数の駆除等を実施。

コイヘルペスウイルス(KHV)病については、17年1月末までに39都道府県において確認。農林水産省では、感染魚の移動制限、処分、養殖場等の消毒などのまん延防止措置を的確に推進。また、16年2月には「水産防疫体制に関する専門家会議」を発足させ、同年7月に水産動物の防疫対策全般の現状と問題点、今後の対応の方向性などについて、報告書を取りまとめ。

(2) 水産物貿易(年次報告本編p.48～49)

15年の我が国の水産物輸入は、数量(通関時の形態による重量。以下同じ。)・金額とも減少に転じ、数量ベースでは、前年に比べて49万6千トン(13%)減の332万5千トン、金額ベースでは1,930億円(11%)減の1兆5,692億円。

しかし、我が国は、世界の水産物貿易において、輸入量の14%、輸入額の22%(いずれも14年)を占め、数量・金額ともに、依然、世界最大の水産物輸入国。輸入先は、中国が、10年以降、数量・金額ともに最大だが、前年と比べると全体で、数量ベースで12万トン(16%)、金額ベースで229億円(7%)減少。

他方、15年の我が国の水産物輸出は、数量ベースでは前年に比べて6万3千

トン(21%)増加し37万トン、金額ベースでは11億円(1%)減少し1,354億円。

表 - 2 世界の水産物貿易(輸出入額・量の上位5カ国、14年(2002年))

		(単位 { 金額: 百万ドル 数量: 万 トン })						
輸 入	金 額	世界計	日本	米国	スペイン	フランス	イタリア	
	構成割合 (%)	62,318	13,863	10,150	3,867	3,237	2,917	
	数 量	100	22	16	6	5	5	
	構成割合 (%)	2,774	382	248	207	146	140	
輸 出	金 額	世界計	中国	タイ	ノルウェー	米国	カナダ	日本(23位)
	構成割合 (%)	58,500	4,601	3,692	3,601	3,319	3,052	818
	数 量	100	8	6	6	6	5	1
	構成割合 (%)	2,742	210	206	186	136	127	31
		100	8	8	7	5	5	1

資料: FAO 「Fishstat (Fisheries Commodities production and trade 1976-2002)」

(3) 水産物の加工・流通(年次報告本編p.50～53)

(水産加工)

水産加工品の主要品目の生産量は、魚介類冷凍食品が増加したものの、かまぼこ類等のねり製品や塩蔵サケ・マス等の塩蔵品が減少したため、全体としては減少傾向。

水産加工業の多くは、家庭での加工品の購入量の減少等を反映し、売り上げ不振等の課題。水産食品の品質や安全への関心の高まりにつれて、水産加工においてもHACCP導入等衛生管理への取組が求められているが、設備投資等を必要とすることから、多くが中小・零細な経営体により営まれている水産加工業においては厳しい状況。

(水産物流通)

平成15年の主要産地漁港の魚類・水産動物(貝類・藻類を含まない)の上場水揚量は、前年に比べて8%増加。一方、平均価格は180円/kgと前年より17%下落。現在、全国には約900の産地市場があるが、水揚量・金額の減少傾向が続く中で、市場機能が十分発揮できない状況。このため、各都道府県においては、市場統合に向けた取組。

15年の主な消費地市場(10都市中央卸売市場)における水産物の取扱量及び平均価格の推移をみると、取扱量は前年に比べて3%減少、5年前に比べると9%の減少、平均価格は前年に比べて4%低下、5年前に比べると10%低下し、763円/kg。また、セリ・入札による取引が減少し、相対取引が増加。

他方、消費者ニーズ及びそれを取り巻く社会的・経済的变化に対応し、「安全・安心」で「効率的」な流通システムに転換を図るため、16年6月、卸売

市場法を改正。

(4) 水産物の安全性確保と表示の充実 (年次報告本編p.54 ~ 55)

農林水産省、食品安全委員会、厚生労働省等が連携して全国各地でリスクコミュニケーションを推進。

水産物を含む一般消費者向けのすべての飲食料品について、JAS法に基づき、生鮮食品については12年7月から「名称」、「原産地」等の表示が、加工食品については、13年4月から「名称」、「原材料」、「賞味期限」等の表示を義務付け。また、水産加工品については、16年9月「加工食品品質表示基準」が改正され、これまでの塩蔵サバなど6品目に加え、「しらす干し」等生鮮食品に近い加工品の主な原材料についても原産地表示を義務付け。

国や都道府県等は、食品の販売業者等に対し、立入検査や日常的なモニタリング調査を行い、また、広く国民から食品の表示について情報提供を受け付けるため「食品表示110番」を全国に設けるなど、食品表示の監視・指導を実施。

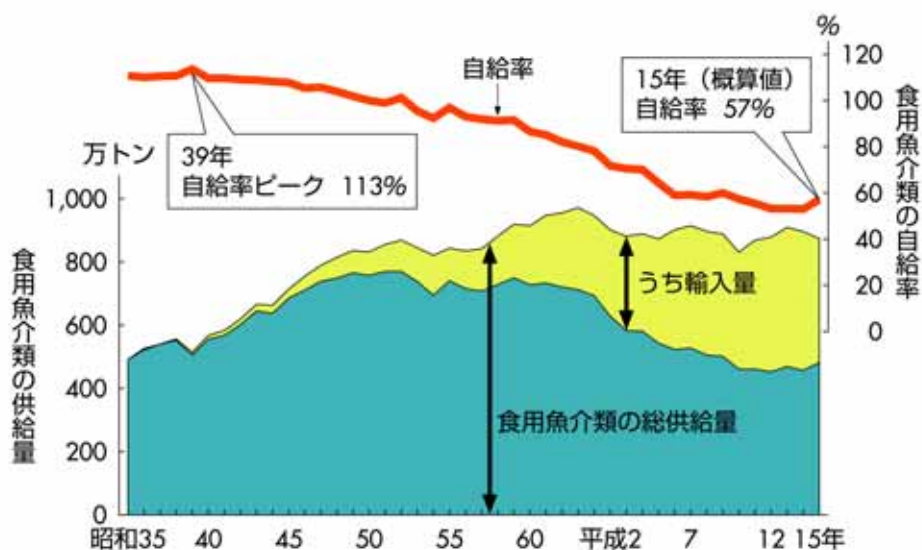
(5) 水産物消費と自給率 (年次報告本編p.55 ~ 57)

15年の魚介類の国内消費への仕向量(原魚換算ベース)は、前年に比べ2%減少して1,098万トン。

このうち食用仕向量は約8割であり、前年より2%減の839万トン、年間国民1人当たりでは65.7kg(粗食料)。純食料ベースでは年間1人当たり36.2kg。

15年の食用魚介類の自給率は、国内生産量が増加し、輸入量が減少したことから、前年から4ポイント上昇して57%(図 - 1)。

図 - 1 食用魚介類の自給率等の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

2 我が国漁業をめぐる国際動向（年次報告本編p.58～66）

（１）二国間の漁業関係（年次報告本編p.58～59）

韓国との間では、「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」に基づき、中国との間では、「漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定」に基づき、それぞれ相互に相手国水域において操業。

ロシアとの間では、日ソ地先沖合漁業協定に基づき、相互に相手国200海里水域内において操業。ロシア系サケ・マスの漁獲については、日ソ漁業協力協定に基づき操業。また、北方四島周辺12海里内において、北方四島が我が国固有の領土であるとの基本的立場を損なわないことを前提に締結された北方四島周辺操業枠組み協定に基づき操業。

太平洋島しょ国、アフリカ諸国の200海里水域内においては、政府間協定あるいは民間による協定の締結により、我が国漁船の操業確保。

（２）外国漁船の取締り（年次報告本編p.59～60）

我が国排他的経済水域等において外国漁船に対して監視・取締りを実施。

16年の^だ捕件数は29件、立入検査件数は215件、漁具押収件数は57件（図-2）。特に最近は、漁業取締船への体当たり等、悪質な行為が目立ってきており、監視強化等の取り締まりの充実、強化に努めているところ。

図 - 2 水産庁による外国漁船の立入検査等



資料：水産庁

(3) 多国間の漁業関係 (年次報告本編p.61 ~ 66)

(カツオ・マグロ類をめぐる動き)

大西洋まぐろ類保存国際委員会 (I C C A T) 等では、加盟各国の正規許可を得た漁船をリスト (ポジティブリスト) 化し、このリストに掲載されていない漁船の漁獲物を国際取引から排除するための取組を実施。

16年の I C C A T の年次会合では、台湾漁船の漁獲海域や船名を偽る不正行為等及び中国の漁獲量超過問題を、我が国から提起。各国からの非難も大きく、台湾については、来年度会合までに改善がない場合は、貿易制限措置を検討。

(国際連合食糧農業機関 (F A O))

16年6月、漁獲能力及び I U U 漁業に関する政府間技術会合において、加盟国が「漁業国は現状以上に大型まぐろ漁船を導入しないこと」や「外国の大型まぐろ漁船の入漁を制限すること」などの緊急の行動をとることについて合意。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (C I T E S) 締約国会議)

16年10月の締約国会議における我が国提案 (C I T E S から I W C に対して改訂管理制度 (R M S) の早期完成を求める決議案及び北半球ミンククジラの附属書 (商業取引禁止) から附属書 (商業取引可能) への移行) は否決されたものの、過去最多の支持票を獲得。今後とも粘り強く科学的根拠に基づく海洋生物資源の持続的利用について各国の理解を広めるよう努力。

(国際捕鯨委員会 (I W C))

16年7月の国際捕鯨委員会 (I W C) の年次会議では、我が国提案 (商業捕鯨モラトリアムによって疲弊している沿岸地域の救済と R M S の実証試験を目的とするミンククジラ等の捕獲枠) は否決されたものの、鯨類の持続的利用を支持する国と反捕鯨国の双方の勢力は拮抗。今後とも捕鯨再開に向けて努力。

3 漁業経営 (年次報告本編p.67 ~ 74)

(1) 漁業経営の状況 (年次報告本編p.67 ~ 69)

(沿岸漁家)

15年の漁業所得は4.8%減少し216万円。その経営内容は海域ごとに大きく異なる (北海道区の漁業所得289万円、東シナ海区の漁業所得160万円)。

15年度の漁業所得は、各養殖業の加重平均では前年度に比べ5%減少し571万円。養殖魚種別にみると、ブリと真珠母貝は回復。一方、タイは価格の低下等により漁業収入が減少し赤字。

（ 中小漁業の経営 ）

15年度の漁業利益は、前年度からさらに業績が悪化し、281万円の赤字。漁業収入が前年度並であった一方、漁業経営費が油費等の増加により2.6%増加。トン数階層別にみると、前年度は黒字だった50トン未満の階層も赤字。

自然災害が多かった平成16年

平成16年は、観測史上最多となる10個の台風が上陸し、漁港、養殖施設、養殖水産物、定置網、漁船などに大きな被害。

平成16年10月に発生した新潟県中越地震は、ニシキゴイの産地である小千谷市や山古志村などの中越地方を直撃し、ニシキゴイ養殖にも多大な被害が発生。

単位：億円

災 害	被害額	主 な 被 災 地	主な被災施設等
台風第 6号	25	三重、和歌山、高知	漁港、定置網
台風第15号	83	北海道、青森、秋田、山形、新潟、石川、島根	漁港、定置網
台風第16号	140	岡山、広島、香川、愛媛、高知、宮崎、鹿児島	漁港、養殖水産物
台風第18号	311	北海道、青森、広島、山口、長崎、熊本、鹿児島	漁港、定置網、養殖施設、養殖水産物
台風第21号	17	三重、愛媛、鹿児島	漁港、養殖施設、養殖水産物
台風第23号	211	和歌山、広島、愛媛、高知、長崎、大分	漁港、養殖施設、養殖水産物
新潟県中越地震	65	新潟	養殖施設、養殖水産物
合 計	852		

資料 水産庁調べ

17年3月15日現在

（ 2 ） 漁業労働者の状況（年次報告本編p.70～72）

（ 漁業就業者 ）

漁業就業者数の減少と高齢化が進む中、近年、他産業から漁業に対する就業希望もあり、こうした意欲ある担い手を確保するため、各地の漁協や漁家等で新規漁業就業者を受け入れていこうとする取組等。

（ 漁船労働 ）

漁船労働者の高齢化や雇用労賃の他産業に対する相対的な低下が進む中、15年の我が国の沖合・遠洋漁業雇用労働者は、5年前に比べ28%減少し2万5千人。日本人漁船労働者の不足に対応して、「マルシップ方式」等による外国人漁船部員の乗船が認められているところ。

(3) 漁業協同組合 (年次報告本編p.72 ~ 74)

(漁業協同組合の現状)

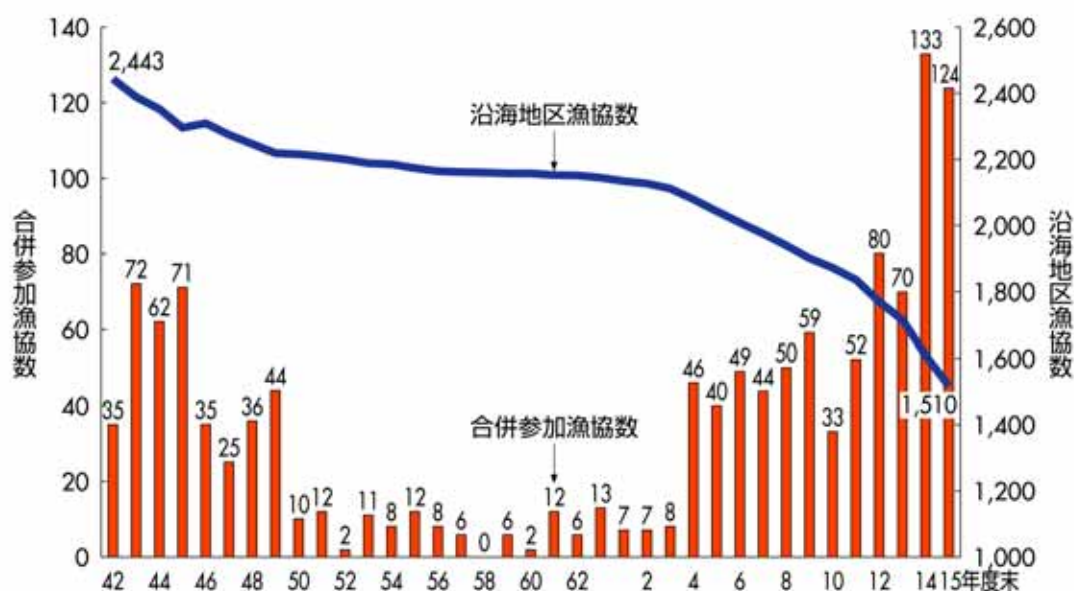
15年度末の漁業協同組合 (漁協) 数は2,556組合であり、このうち、沿海地区漁協は1,510組合、内水面地区漁協は878組合、業種別漁協は168組合。

漁協事業活動は、指導事業、信用事業、購買事業、販売事業、共済事業等多岐にわたるが、近年の漁業環境の悪化を反映して、その事業規模は、いずれもおおむね横ばい又は縮小傾向にあり、漁協の経営は悪化。

(漁協組織体制の整備と強化)

漁協の組織・事業基盤を強化するため、漁協系統組織の自主的な方針の下で漁協合併等を計画的に推進。15年度は124漁協が合併に参加 (図 - 3)。

図 - 3 沿海地区漁協数と合併参加漁協数の推移



資料：水産庁

4 漁村の活性化への取組 (年次報告本編p.75 ~ 81)

(1) 漁村の生活環境の改善と活性化への取組 (年次報告本編p.75 ~ 81)

(漁村の生活環境の改善)

漁村は、概して、前面が海、背後が山という狭い土地に立地しており、都市と比較して生活環境の整備が立ち後れ。12年度から、国及び地方公共団体が関係団体との連携により漁村生活環境改善推進運動(漁村リフレッシュ運動) に取り組み。

15年の漁業世帯員の27%は65歳以上となっており、高齢化が進行。生涯現役として生きがいを持って漁業に関する活動を行うことができるよう、高齢者に

配慮した整備を推進する必要。

（漁村の活性化への取組）

16年6月、有識者会議において「立ち上がる農山漁村」として、農林水産業を核とした、自律的で経営感覚豊かな農山漁村づくりに取り組んでいる全国30の先駆的事例を選定。

15年の女性漁業就業者は、総漁業就業者23万8千人の16%を占める4万人。漁業協同組合女性部は、漁協活動への協力に加え、料理講習会による魚食普及や食育の取組など地域生活に関わる幅広い活動を実施しており、地域の活性化に重要な役割。

13年度から意欲ある青年漁業者を中心としたグループ（中核的漁業者協業体）が漁業経営の改善を通じ、地域の活性化を図ろうとする取組を実施。17年1月末現在、33道府県92のグループが、地域の実情を踏まえ、新技術・設備の導入等の取組を実施。

（2）都市と漁村の共生・対流（年次報告本編p.81）

漁村は、都市住民に対する健全なレクリエーションの場や子供たちの漁業体験学習の場の提供等により地域活性化に取り組み。

民間企業、NPO、自治体等の幅広い団体、個人で構成する国民運動推進組織「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」（通称「オーライ！ニッポン会議」）は、「都市と農山漁村の共生・対流」を国民的な運動として普及・啓発に向けたキャンペーン活動を展開。

む す び

特集１でみたように、近年、漁家の家計は厳しさを増しており、中小漁業経営体についても収支が悪化しています。その原因の一つに産地における魚価の低迷による収入減が指摘されていますが、では、なぜ魚価が下がっているのか。今回の特集においては、魚介類の消費動向や流通経路の変化という切り口から分析を試みました。その結果、食用魚介類の国民１人当たりの購入量は総じて安定している一方で購入価格が10年ほどで１割以上低下していること、中食に対する支出額が伸び消費形態には明らかな変化がみられることや、年齢階層によっても水産物消費量に大きな違いがみられることがわかりました。生産・供給側は、収益性の改善に取り組む上で、こうした消費者ニーズの変化に的確に対応することこそが重要な課題といえます。

特集２では、水産業・漁村が、良質な水産物の安定供給だけでなく、物質循環の補完、生態系の保全、生命・財産の保全など様々な機能を発揮していることを紹介しました。水産業・漁村の健全な発展は、こうした多面的機能が将来にわたって十分に発揮されるためにも重要です。

水産白書が、国民の皆様と水産行政を結ぶ窓口としての役割を果たすことができるように、今後とも重要なテーマを選びわかりやすい説明を行っていきたいと考えております。今回の白書が、今後の水産施策の展開に向けた議論や対話を促進する一助になれば幸いです。

本件に対するご質問・お問い合わせは、下記までお願いします。

水産庁漁政部企画課動向分析班

電話（直通）０３－３５０２－７８８９

FAX ０３－３５０１－５０９７